

●施設基準

令和6年2月1日現在

(基本診療料)

- ・情報通信機器を用いた診療に係る基準
- ・機能強化加算
- ・一般病棟入院基本料
- ・救急医療管理加算
- ・診療録管理体制加算 2
- ・急性期看護補助体制加算
- ・療養環境加算
- ・重症者等療養環境特別加算
- ・感染対策向上加算 2
- ・データ提出加算
- ・入退院支援加算
- ・認知症ケア加算
- ・せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ・地域包括ケア入院医療管理料 1
- ・看護職員処遇改善評価料 4 2

(特掲診療料)

- ・がん性疼痛緩和指導管理料
- ・ニコチン依存症管理料
- ・がん治療連携指導料
- ・肝炎インターフェロン治療計画料
- ・薬剤管理指導料
- ・地域連携診療計画加算
- ・検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料
- ・医療機器安全管理料 1
- ・別添1の「第14の2」の1の(3)に規定する在宅療養支援病院
- ・在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- ・在宅がん医療総合診療料
- ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する遠隔モニタリング加算
- ・検体検査管理加算(I)
- ・検体検査管理加算(II)
- ・CT撮影及びM R I撮影
- ・無菌製剤処理料

- ・脳血管疾患等リハビリテーション料（II）
- ・運動器リハビリテーション料（I）
- ・呼吸器リハビリテーション料（I）
- ・導入期加算 1
- ・下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- ・人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
- ・保険医療機関間の連携による病理診断

(入院時食事療養)

- ・入院時食事療養（I）・入院時生活療養（I）

(その他届出)

- ・酸素の購入単価

●特定療養費

180日を超える入院…入院医療費の15%（別途消費税加算）

※入院医療の必要性は低いがご自身の事情等により 180 日を超えて入院されている場合、保険給付が 85%での算定となることから、保険により給付されない部分の 15%を一部負担金以外に別途ご負担となります。

※指定の難病や重症等の患者さんについては対象となりません。